

# 社会福祉法人小鳩会

平成29年度

## 職員採用試験 要項（新卒者）

（平成30年4月1日採用）

- 社会福祉法人小鳩会は、社会的養護にかかる子どもたちの「育ち」を支え、社会へつなげていくことが、私たちの「仕事」です。
- 乳児院と児童養護施設を一体的に運営し、0歳から18歳までの一貫養護に取り組んでいます。
- 職員のやりがいと働き続けられる職場環境を大切に運営しています。

募集人員 5名

募集する職種・職員の区分  
1. 職種 保育士 児童指導員  
2. 職員の区分 正規職員

勤務地 □滋賀県大津市錦織一丁目14-25 【京阪電車】 近江神宮前駅より約7分  
【JR湖西線】 大津京駅より約15分

受験資格  
1. 保育士 児童指導員  
2. 社会福祉士または受験資格者  
3. 次のいずれかに該当される方は、受験できません。  
・成年被後見人または被保佐人／・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

勤務条件・給与  
1. 勤務条件 当法人の就業規則による  
2. 給与支給額の例  
①採用時 四大卒・保育士（平成29年度）  
総支給額 205,966円  
※上記総支給額以外に、扶養手当・住居手当・通勤手当・宿直手当・夜勤手当・時間外勤務手当等が支給されます。  
②採用時 短大卒・保育士（平成29年度実績）  
総支給額 181,246円  
※上記総支給額以外に、扶養手当・住居手当・通勤手当・宿直手当・夜勤手当・時間外勤務手当等が支給されます。  
③採用時の基本給（28年度実績）  
○専門学校・短大卒◇ ○4年制大学卒◇  
・基本給 168,200円 ・基本給 192,200円  
(特殊業務手当 6,500円含む) (特殊業務手当 7,400円含む)  
・調整手当 5,046円 ・調整手当 5,766円  
・精勤手当 7,000円 ・精勤手当 7,000円  
・被服手当 1,000円 ・被服手当 1,000円  
・通勤手当 規定額 ・通勤手当 規定額  
◇手当 夜勤手当、宿直手当、住宅手当、年末年始手当  
特別手当（昨年度実績 年間おおよそ90,000円）  
◇賞与 年／2回 4. 3ヶ月（2年目以降基準）

勤務形態

【児童部】

- ① 9:30~22:00
- ② 5:30~10:00
- ③ 9:30~18:00
- ④ 11:30~20:00
- ⑤ 13:30~22:00

◆児童部は宿直制

【乳児部】

- ① 6:30~15:00
- ② 8:30~17:00
- ③ 10:00~18:30
- ④ 13:30~22:00
- ⑤ 16:30~翌9:30

◆乳児部は夜勤制

**休日等**

- ・年間休日 100日（交代勤務制／勤務シフトにより割り振られます）
- ・年次有給休暇 10日（ただし初年度） 勤務6年6ヶ月で20日（前年度繰り越し可能）
- ・特別休暇・慶弔休暇・産前産後休暇・育児休暇・介護休暇制度があります。

**人材育成**

人材育成計画に基づき、職員ひとり一人のスキルアップを目指した研修に取り組んでいます。新規採用者には、法人として丁寧な研修とフォロー体制をとっています。着任時の集合研修を予定しています。

**採用試験**

日時：平成29年7月15日 土曜日 10時00分～16時00分（予定）

内容：①教養試験（一般教養・福祉に関する教養）  
②小論文  
③適性検査  
④個人面接  
⑤実習試験（児童との交流／1時間程度）

場所：社会福祉法人 小鳩会 大津市錦織一丁目14-25

結果：面接終了日より7日後 全ての方、郵送により通知します。

**受験申込手続き**

1. 提出書類

受験申込にあたり、下記の書類を申込受付期間厳守で提出願います。

①社会福祉法人小鳩会採用試験申込書（別紙1）

- ・下記、お問い合わせの担当者あてご連絡いただければ郵送します。
- ・法人のホームページからのダウンロードまたはハローワークにも準備しています。

②履歴書

③最終卒業学校の卒業見込み証（写）

④最終卒業学校の成績証明書

⑤資格取得証明書の写し

持ち物	・筆記用具
	・弁当等
	・着替え（実習用）

**申込受付期間**

①6月22日（木）から 7月13日（木）まで

②直接持ち込みの場合は、下記問い合わせ先住所の担当者あて9時00分から17時45分までに提出ください。

**お問い合わせ**

社会福祉法人 小鳩会  
〒520-0027 大津市錦織一丁目14-25  
TEL 077-522-2785  
FAX 077-522-8264  
E-mail kodomo@kobatokai.or.jp  
担当 中山（なかやま）  
<http://www.kobatokai.or.jp/>  
※詳細説明を求められる場合は、問い合わせ先担当にご連絡いただければ随時対応します。

**その他**

採用試験申込書および提出書類に記載された個人情報、採用選考および合否結果の送付の目的以外使用しません。

## 育ちをつなげるために

### 乳児院から児童養護施設までの一貫養育

乳児院・児童養護施設が一体化した養育方針のもとに運営されており、子ども達の0歳～18歳までの「育ち」をささえ、一人ひとりを主体者として尊重し、安全で安心な生活が営めるように支援しています。

- ・子ども達は乳児院と児童養護施設が同じ建物内にあることで養育環境が変化しない慣れ親しんだ環境で育っていくことが出来る。
- ・子ども達は地域の一軒家及び、本館の家庭的な居室（キッチン・風呂・トイレ・リビング）にて6人の小規模グループで養育者と共に生活。
- ・養育者が代わることで途切れてしまいやすい子どもの歴史をつなぐために基本的に担当養育者が代わらないようにし、育ちの歴史を伝えるとともに、視覚でも子ども自身がつけ易いように「育ちアルバム」を作成。
- ・親子関係支援の1つとして毎月「児童の様子を伝える手紙・写真」を送付し親子のつながりを支える。

### 自立した生活につなげる

自立後の生活を想定した体験をすることで自立の力を蓄える支援を行っています。

- ・ワンルーム（賃貸アパート）を想定した自立訓練室での生活。
- ・買い物から調理体験・ATMの使い方等を学ぶ体験。



自立訓練室

### 退所後を支える

社会に巣立った後もつながり、退所児童の「応援団」として寄り添い支えます。

- ・自立するための資格取得や進学する際の学費等の支援をする「こばと自立支援基金」の設置。
- ・退所児童支援職員が定期訪問等を行い、つまずいたときに頼れる存在としてつながる。

### 家族との生活につなげる

- ・家族と家で過ごすような経験を得られるようにキッチン・お風呂・リビングの揃った家庭機能のある「親子支援室かかも」を設置。
- ・子ども家庭相談センターの支援プログラムに沿い、相談員や心理職が中心となって親子関係をサポート。

### 地域社会とつながる

- ・子ども達が地域の中で見守られ育つように、自治会・子ども会に参加。
- ・社会貢献として、井戸水や園庭の開放、地藏盆やラジオ体操等の会場提供。
- ・地域の方と共に主催運営する「小嶋まつり」の開催。



## 育ちをささえるために

### チームで子どもや家族を応援します

多様な専門スタッフによる養育を実施します。

保育士 看護師 児童指導員 栄養士 家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員 心理士 業務員 事務員 嘱託医

### 権利擁護の取り組み

子ども達一人ひとりの権利が守られるように取り組んでいます。

- 苦情処理委員会の設置
- 意見箱の設置
- 権利ノート
- 施設内不適切な関わり防止のための取り組み
- CAPプログラム
- 滋賀県児童養護施設等の子どもの権利擁護実地調査

### 地域の子育てを支える（こばと子ども家庭支援センター事業）

- 子育て支援事業
- 子育てサロンの開催
- 不登校等相談
- 大津市ショートステイ
- 里親支援機関事業



## 運営施設について



### 小鳩乳児院（乳児院） 定員 35名

乳児院とは、児童福祉法37条に定められた施設で、事情により家族と一緒に暮らすことの出来ない乳幼児を養育し、その退所後も相談や援助を行うことを目的としています。

小鳩乳児院で生活する0歳から概ね2歳の乳幼児も、看護師、保育士、栄養士、心理士、相談員等に日々の生活を見守られながら、大切に養育されています。



### 小鳩の家（児童養護施設） 定員 30名

児童養護施設とは、児童福祉法41条に定められた施設で、事情により家族と暮らすことの出来ない児童を養護し、その退所後も相談や援助を行うことを目的としています。

小鳩の家でも、2～18歳の子どもたちが、保育士や指導員の援助のもとで生活し、地域の幼稚園や学校に通っています。その他、近隣に小規模児童養護施設も併設しています。



乳児居室



児童居室

### こぼとフレンドハウス（分園型小規模グループホーム）

本体施設に隣接し、小鳩の家の定員のうち12名が1階と2階の2ユニットに分かれて生活しています。



### クレヨンハウス 定員 6名 / ぼっぼハウス 定員 6名（地域小規模児童養護施設）

少人数(定員6名)の児童養護施設が「地域小規模児童養護施設」です。建物も一般の民家などを使うため、より家庭的な環境の中で生活しています。職員は3名配置が基準となっていますが、クレヨンハウス、ぼっぼハウスの職員は4名ずつ配置されています。



クレヨンハウス



ぼっぼハウス

### こぼと子ども家庭支援センター（児童家庭支援センター）

児童家庭支援センターとは、児童福祉法第44条の2に定められた施設です。児童の福祉に関する様々な問題について相談に応じる他、厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的としています。

こぼと子ども家庭支援センターでは、地域子育て支援と里親支援を事業の2本柱とし、県内の実子、養子、里子とその家族やファミリーホームのための相談等、様々な支援活動を行っています。

